毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和６年１月29日
月　曜　日

第5187号

目　　次

規　　則
○富山県庁舎等管理規則の一部を改正する規則　1
告　　示
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧　2
公　　告
○公共測量の実施　3

規　　則

富山県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和６年１月29日

富山県知事　新　田　八　朗

富山県規則第１号

富山県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

富山県庁舎等管理規則（昭和41年富山県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、管理責任者又は室管理者が別に定める方法により会議室の使用の申込みをしたときは、同項の規定による承認を要しない。

様式第４号中「第12条」を「第12条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の富山県庁舎等管理規則に定める様式による用紙は、当

分の間、所要の調整をして使用することができる。

（管 財 課）

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

告　　示

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県告示第35号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営出島地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和６年１月29日

富山県知事　新　田　八　朗

１　縦覧に供すべき書類

県営出島地区土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧の期間

令和６年１月29日から

令和６年２月28日まで

３　縦覧の場所

黒部市役所

教示

１　この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、１の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

公　　告

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、北陸農政局水橋農地整備事業所事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和６年１月29日

富山県知事　新　田　八　朗

１　作業種類

公共測量（ＵＡＶレーザ測量、数値図化 地図情報レベル500）

２　作業期間

令和５年12月13日から令和６年３月15日まで

３　作業地域

富山県富山市水橋小出　地内

令和６年１月29日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番